

令和元年12月3日

第6回南知多町議会定例会会議録

## 1 議事日程

12月3日（初日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（美浜町内における交通事故））
- 日程第5 議案第58号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第6 議案第59号 南知多町漁港管理条例及び南知多町内海港港湾管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第63号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第64号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第65号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第66号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第67号 令和元年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 請願第5号 「愛知県に国民健康保険への県補助金廃止を撤回し、復活を求める意見書」の採択を求める請願

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番 山本優作

2番 鈴木浩二

3番 片山陽市

4番 小嶋完作

5番 内田保  
7番 服部光男  
9番 吉原一治  
11番 榎戸陵友

6番 石垣菊蔵  
8番 藤井満久  
10番 松本保  
12番 石黒充明

欠席議員 (なし)

#### 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
地域振興課長	滝本恭史	検査財政課長	山下忠仁
建設経済部長	大岩幹治	建設課長	山本剛
産業振興課長	鈴木淳二	水道課長	坂本有二
厚生部長	田中吉郎	住民課長	宮地利佳
福祉課長	相川和英	環境課長	富田和彦
保健介護課長	田中直之	教育長	高橋篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光
学校給食センター所長	山本剛資	会計管理者兼出納室長	山本有里

#### 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保美保 係長 磯部貴宏

[ 開会 9時30分 ]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を12月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

昨日は、交通事故による死亡者数ワーストワンの愛知県の不名誉な記録を回避するべく、半田署において管内の各市町の議会議長、議員さんに参加していただき、交通安全啓発活動が行われました。急な話でしたので、南知多町からも私を含め3名の議員さんに参加していただき、昨日は御苦労さまでした。

ここで皆様に改めてお願い申し上げます。年末の交通安全に御留意いただくよう、よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第6回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の写しをお手元に配付しております。

また、教育委員会教育長より、南知多町教育委員会活動の点検及び評価の結果に関する報告がありましたので、その報告書をあわせて配付しておりますので、御了承をお願いいたします。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、片山陽市議員、4番、小嶋完作議員を指名いたします。

---

**日程第2 会期の決定**

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定しました。

---

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず、令和元年度町防災訓練の実施につきまして御報告申し上げます。

本年度も各地区単位により町内の5会場にて、9月1日から11月24日までの間、各地区自主防災会の皆さん、地元区役員さん、町議会議員さんの御協力のもと、町民の皆様の多数の御参加をいただきまして、初期消火、AED、炊き出しなどの各種訓練を実施いたしました。

師崎地区の訓練では、師崎中学校の生徒が考えた災害復興計画の発表なども実施されました。

また、内海・山海地区の訓練では、1次訓練として、各地区による津波避難訓練が900名余りの参加者のもと行われ、避難者数の取りまとめ及び集計結果を町災害対策本部へ報告する情報伝達訓練が実施され、2次訓練として避難所開設のためのパーティション設置訓練などが実施されました。

また、11月21日には、愛知県主催の被災自治体支援活動訓練が本町において実施されました。この訓練は、被災市町村の応援のために派遣する県や市町村の職員の能力向上を目的としたもので、県内各市町村の職員参加による住家の被害認定訓練及び罹災証明

書作成訓練が行われたほか、本町が被災した想定のもと、職員の災害対応能力向上を目的とした災害対策本部員会議訓練や災害対策本部運用訓練、地域内輸送拠点開設訓練及び離島への物資搬送訓練、災害時保健医療対応訓練などを実施いたしました。

次に、空き家の活用を考える「あなたが空き家で困らないために・・GoGo! Smile!セミナー」の開催につきまして御報告申し上げます。

12月1日に空き家の情報提供を推進するため、町総合体育館サブアリーナにCBCの石井亮次アナウンサーをお招きして、空き家の利活用と空き家放置の危険性をテーマにしたセミナーを開催し、約180名の方に参加していただきました。

最後に、小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート及び意見交換会につきまして御報告申し上げます。

教育委員会では、各小・中学校の小規模化が進む中、学校を統合することによりまして必要な児童・生徒数や学級数を確保するのか、それとも学校統合を選択せずに小規模校を存続させ、少人数指導を生かした教育を充実させていくのか、子どもたちの教育にとって何が最善の選択なのかについて検討をしています。

本年7月には子育て世代の全保護者を対象にアンケート調査を実施し、8月には町内全教職員を対象にアンケート調査を実施いたしました。アンケートの回収率は、保護者の皆様からは85.2%、教職員からは98.7%とともに高いものとなりました。

また、10月21日の師崎地区を皮切りに、11月25日の日間賀島地区まで、町内5地区におきまして、地区の住民の皆様を対象に学校規模の適正化に関する意見交換会を実施いたしました。5地区合わせまして、合計で87人の参加者から御意見をいただきました。当初想定いたしておりました参加者数から考えますと少ない数ではありましたが、参加された方々の熱心な討議により貴重な御意見をいただくことができました。

今後、このアンケート結果や意見交換会でいただきました御意見などを参考に、教育委員会と町長部局と協力をし、小・中学校の適正規模・適正配置についての基本計画を策定してまいります。

なお、アンケート結果や意見交換会の結果などとあわせ、検討の状況については、町のホームページ等を利用して随時お知らせしておりますので、ごらんいただきたく存じます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日、提出させていただきます案件は、報告1件及び人権擁護委員の推薦についてははじめ10議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第9号の専決処分の報告につきましては、美浜町内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第58号の人権擁護委員の推薦につきましては、5名の委員のうち1名の方が令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として1名の方を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

議案第59号の南知多町漁港管理条例及び南知多町内海港港湾管理条例の一部を改正する条例につきましては、愛知県漁港管理条例及び愛知県港湾管理条例の一部が改正されたことに伴いまして、愛知県に準じて現行条例の一部を改正するものであります。

議案第60号の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号の南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号の南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定にあわせ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定、並びに一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第63号の南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、来年度から新たに任用する会計年度任用職員の給与について、職務の特殊性等を考慮して決定する規定を追加するため、及び常勤職員の給与改定にあわせ報酬額を見直すため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第64号は、令和元年度南知多町一般会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,442万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出の予算総額を74億9,998万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、民生費64万9,000円及び教育費184万6,000円をそれぞれ追加し、議会費25万6,000円、総務費1,259万5,000円、衛生費353万7,000円、農林水産業費108万9,000円、商工費645万円及び土木費299万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳入におきましては、国庫支出金763万円、県支出金381万5,000円及び町債180万円をそれぞれ追加し、繰入金3,767万1,000円を減額するものであります。

議案第65号は、令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,928万円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を28億9,143万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして総務費188万1,000円及び保険給付費3,739万9,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては県支出金3,739万9,000円及び国庫支出金188万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第66号は、令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ493万円を減額し、補正後の歳入歳出の予算総額を19億2,554万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして地域支援事業費493万円を減額し、歳入におきましては繰入金493万円を減額するものであります。

議案第67号は、令和元年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、収益的支出を17万6,000円減額し、7億5,977万4,000円に、また資本的支出を190万9,000円減額し、5億9,877万4,000円とするものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

---

日程第4 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（美浜町内における交通事故））

○議長（藤井満久君）

日程第4、報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（美浜町内における交通事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、報告第9号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

2枚目をごらんください。

専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

美浜町大字豊丘地内で発生いたしました交通事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る令和元年10月10日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

1の相手方の住所、氏名につきましては、記載のとおりであります。

2の事故の概要につきましては、令和元年7月17日午後6時15分ごろ、公用車を運転して出張先から帰庁中の職員が、美浜町大字豊丘字中平井の国道247号において、携帯電話の着信に気をとられ、運転操作を誤り、中央線を越えて相手方の車と衝突し、運転をしていた相手方の左手人さし指等を負傷させたものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は9万4,000円で、和解の内容は、町は相手側に対し、治療費の全額、慰謝料、その他本件交通事故に係る一切の損害賠償金として上記の額を払うこととするものであります。

今後とも職員の交通安全意識の向上と安全管理の徹底を図り、事故の再発防止に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

#### ○議長（藤井満久君）

ここで質疑の申し出により、内田保議員の質疑を許可します。

質疑は簡明に願います。

内田議員。

#### ○5番（内田 保君）

12月1日から、ながら運転が免許停止ということになりました。今回の事故は、この内容に当たるわけでございますけど、今後とも、私も含めて交通安全にしっかりと努力していきたいと、このように思います。

さて、今回の損害賠償事件の和解について、もう二度聞いておりますけど、もうちょっと詳しいことを知りたいことがありますのでお聞きします。

まず1番ですね。

相手の傷害の部位で左手首及び人さし指というふうな形にしておりますけど、等とい

う言葉が入っております。この人さし指と手首以外でけがをしている部位はなかったのか、これが1点です。

それから2点目、7月の事故であります。既に相手側の傷害は完全に回復をしているのか。

3点目、和解内容は、治療費の全額と慰謝料で9万4,000円となっております。その治療費、慰謝料はどこから支出されているのか。

4点目、慰謝料が特に4万2,000円とされております。これは、相手方も納得した慰謝料の額なのか。

5点目、事故から5カ月が経過しておりますが、もし和解の後に回復し切っていないとして、さらなる傷害の継続や新たな傷害を訴えられた場合はどうするのかと。今回の和解は、完全和解として妥結しているものなのか。

この5点について、済みませんが、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

今、内田議員からの質問がありましたが、内容によっては個人情報にかかわる病名等、そういった質問もありますので、執行部におきましては良識ある答弁でよろしく願いします。

○議長（藤井満久君）

答弁をよろしく願いします。

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

まず、相手方のけがをしている部位ということですが、やはり個人の情報等もございまして、内容といたしましては、こちらに記載してあります左手人さし指と中指を打撲して、傷口が開いて人さし指を縫う負傷などをいたしました。この程度までとさせていただきますと思います。

○5番（内田 保君）

わかりました。

○総務課長（内田純慈君）

相手方の傷害は回復したのかということではありますが、先ほど言いました人さし指を縫うなどの抜糸まで1週間ほどかかり、最終的には5日間通院して治療を終えておりますので、終了したということ認識しております。

治療費に関してどこから支払われたかということではありますが、町が加入している全国自治協会の自動車損害共済事業のほうから支払われております。

相手方が納得しているのかということではありますが、こちらの損害に関しまして、既に示談書ということで示談を結んでおりますので、この内容で和解をしております。

相手方から再度、さらなる傷害が出てきた場合ということではありますが、こちらは今、既にこの部位での治療も終了しておるということで示談を結んでおりますので、今後のそういった申し立てですとか、そういったことはないというふうに認識しております。以上です。

○5番（内田 保君）

わかりました。

○議長（藤井満久君）

これをもって質疑を終了いたします。

---

日程第5 議案第58号 人権擁護委員の推薦について

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第58号 人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、議案第58号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき町長が議会の意見を聞いて、候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより同大臣から委嘱されるものでございます。

今回5名の委員のうち、内海地区の野口正義さんが令和2年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、その後任の候補者として、人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある河合高さんを新任で人権擁護委員の候

補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

河合高さんは、昭和52年4月より南知多町役場職員として勤務し、南知多町社会福祉協議会事務局長、福祉課長を歴任され、平成27年3月に退職されました。退職後の平成28年には、内海地区中之郷区長として務められました。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員の質疑の前に内田議員に一言申し上げておきます。人権擁護委員の推薦については、内海地区の区長代表と内海地区議員団の団長の推薦のあることを十分考慮して質疑をしてください。

○5番（内田 保君）

わかりました。

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今、町長が言われたとおり、人権擁護委員法にはここまで書いてあるんですね。第6条第3項で、市町村長は法務大臣に対して当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者など及び弁護士会そのほか婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権擁護を目的とし、またはこれを指示する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、第4条第2項の規定により定められた定数の倍数の者を推薦しなければならない。

私も、河合さんはよく知っておって、穏やかで非常に人格、識見豊かです。なので、それを反対するわけではありませんけど、この倍数を推薦しなければならないと書いてあります、第6条で。ということは、1名足りないということは、2名、基本的にはこの法律によりますと推薦しなきゃいけないんじゃないかと、法律的な解釈の問題でちょ

っと質問しております。お答えください。

○議長（藤井満久君）

宮地君。

○住民課長（宮地利佳君）

内田議員からの定数についての質問だと思いますが、人権擁護委員の定数につきましては、人権擁護委員の定数規定というものがあまして、そこには、人口規模に応じて定数が決められております。南知多町の場合、約1万8,000人弱ですが、規定でいきますと1万5,001人から2万人以下ということで6人ということで規定されております。しかし、この定数につきましては、その地区の実情とかに応じて定数の範囲内で決められるということになっておりまして、南知多町は5人というふうに決められておりまして、今は5人の定数でやっておるという状況であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

私が質問したのは、この第6条の解釈でいうと、定数の倍数の者を推薦しなければならぬと。決めるのは法務大臣のほうですので、南知多町が推薦するのは2名出さなきゃいけないんじゃないですかという、この法律のたてつけからいうと。その解釈がどういうふうに考えたらいいかと、私もわからないので、今お聞きしているんです。5名というのはわかりました、南知多町は5名です。

（「議長、議会運営」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

確認しておりますので、次に行って、後ほどの答弁でいいと思いますが、いかかがですか。

○議長（藤井満久君）

石垣議員の意見もありますので、後で答弁で。今できますか。

○住民課長（宮地利佳君）

後で済みません。

○議長（藤井満久君）

内田議員に申し上げます。後でいいですか。

○5番（内田 保君）

はい、結構です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することの御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 議案第59号 南知多町漁港管理条例及び南知多町内海港港湾管理条例の一部を改正する条例について**

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第59号 南知多町漁港管理条例及び南知多町内海港港湾管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、議案第59号 南知多町漁港管理条例及び南知多町内海港港湾管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案につきましては、料金算定の基礎となる条例別表の一部改正が主な内容となっております。

それでは、提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由は、愛知県漁港管理条例及び愛知県港湾管理条例の一部が改正されたことに伴い、愛知県に準じて使用料の額について現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)南知多町漁港管理条例の一部改正につきましては使用料の額の改定を行うもので、第1条関係であります。

(2)南知多町内海港港湾管理条例の一部改正につきましては、使用料の額の改定を行うもので、第2条関係であります。

3の施行期日は、令和2年4月1日であります。

4の経過措置は、施行日前の使用許可に係る使用料について、なお従前の例によるとして、さかのぼって適用したい旨の規定を設けたものであります。

なお、次のページからそれぞれの条例改正における新旧対照表をつけてありますのでごらんください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

議案第59号のちょっと質疑を、1点だけお聞きします。

この漁港管理条例は、大体、年間幾らぐらいの管理費が徴収されているのか。また今回の値上げがちょっとされておるんですけど、幾らぐらいこの値上げによってふえるんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

内田議員からの御質問、漁港管理条例全体での使用料ということ、1点目。

2点目につきましては、今回の値上げに関する上昇分ということで、まず1点目、漁

港別の金額で……。

○5番（内田 保君）

全体。

○建設課長（山本 剛君）

全体で申しますと、漁港管理条例全てを見ますと、全体の合計をちょっと……。申しわけないです。

○議長（藤井満久君）

後でよろしいでしょうか。

○建設課長（山本 剛君）

合計につきましては、ちょっと計算すれば出るものですから。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

ただいまの内田議員の御質問で、今回、この条例改正に当たって影響となる額ということですので、今回の条例改正の部分についてのみということよろしいでしょうか。それについてお答えさせていただきます。

現在、今回の条例改正の部分に当たるところについては、使用料として126万8,282円使用料をいただいております。新しく条例改正になった後については129万4,920円ということで、2万6,638円の増額となります。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第7 議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関

する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 61 号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 62 号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて

○議長（藤井満久君）

日程第 7、議案第 60 号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関  
する条例の一部を改正する条例について、日程第 8、議案第 61 号 南知多町特別職の職  
員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 9、  
議案第 62 号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての 3 件は  
関連がありますので、一括議題といたしたいと思えます。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第 60 号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関  
する条例の一部を改正する条例について、議案第 61 号の南知多町特別職の職員で常勤の  
ものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、そして議案第 62 号  
南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、この 3 議案につつま  
して、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案第 60 号の次に提案理由の説明をつけさせていただいておりますので、そちらのほう  
をごらんください。

1 の改正の理由でございます。

人事院は、令和元年 8 月 7 日に民間給与との較差を埋めるため、平均 0.1% 俸給表の  
水準を引き上げるなどの給与勧告を行いました。これにより、本町においても、国家公  
務員の給与改定にあわせまして、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定  
並びに一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要がある  
からであります。

2 の改正の主な内容でございます。

(1) 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改  
正する条例は、第 6 条第 2 項関係の改正となります。

(2)南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、第4条関係の改正となります。

改正内容は、次の表のとおり、期末手当の支給割合について、令和元年12月期は0.05月分引き上げ、また令和2年6月期と12月期の支給割合については均等にするものであります。

次に、(3)南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

裏面になります。

アといたしまして、給料表の改正は、初任給と若年層に重点を置いて給料月額を平均0.1%引き上げるもので、別表第1、別表第2の給料表をそれぞれ改正するものであります。

イとしまして、勤勉手当の支給割合の改正は、第21条第2項関係であります。再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合について、令和元年12月期は0.05月分引き上げ、また令和2年6月期と12月期の勤勉手当の支給割合についてはそれぞれ均等とするものであります。

ウといたしまして、住居手当の改正は、第14条関係であります。住居手当は、月額1万6,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給し、家賃の月額と1万6,000円との差額が1万1,000円以下の職員についてはその差額、その差額が1万1,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を1万7,000円を限度して1万1,000円に加算した額とするものであります。

3の施行期日等は、3議案いずれも公布の日から施行となります。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行し、第1条の規定は平成31年4月1日から適用するものであります。

提案理由の次のページに各条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で3議案の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

議案第60、61、62号についての人事院勧告に基づく条例の改正について質問します。

まず第1点、人勧に沿っているようでございますが、一般職に対してはモチベーション、そして消費税も上がった中で、生活が非常に苦しくなっている状況があります。人勧以上の措置を南知多町として考慮しなかったのか、0.05月分だとか、そういうようないろんな数字がありますけど、多少の加味は自治体として独自の検討はしなかったのか、これが1点。

2点目です。住居手当の対象者ですが、さきの議員全員協議会の中で説明していただきましたけど、36名中28名の方が引き下がるということが説明されました。この28名の中で南知多町に住む方は何人見えるのか、また美浜町に住む方が大体何人ぐらい見えるのか、もしわかったらお答えください。

それから、町長はじめとして、これは毎年私が言っておりますが、特別職の29万6,000円が上がるというふうな記載になっております。これは、やっぱり節約すべきではないかと、それをもっとやっぱり一般職のこういう住居手当が引き下げられるというところに対して手当をしていくというような形のほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、この3点についてちょっとお願いいたします。

○議長(藤井満久君)

総務課長。

○総務課長(内田純慈君)

まず1点目の人勧以上の措置は考えなかったのかということですが、やはり給与改定につきましては、近隣市町並びに愛知県ですとか、そういったもののバランスというのも考慮して改定していく必要がありますして、やはり国の人勧に準じて今まで変更しております。そういった近隣市町の状況から見ましても、人勧以上の改定ですとか、そういったことをするというような考えはございませんでした。

それから、住居手当の町内在住者はわかるかというところであります。少々お待ちくださいませ。

申しわけありません。今、一覧表を見ておりますが、その中で、全てのどの職員が南知多町だということは今手元で把握しておりませんので、この場では回答することがで

きないんですが、よろしいでしょうか。

特別職の期末手当の上昇について考えるべきではないかというようなことでよろしかったでしょうか。

○5番（内田 保君）

節約すべきではないかという。

○総務課長（内田純慈君）

こちらの特別職の職員の給与に関する給与改定についてであります。こちら一般職の職員に関しましては、一般職の国家公務員の給与改定に応じて行っておりまして、特別職のこういった手当等の改正につきましても、国の特別職の職員の給与に対する法律にあわせて改定をしておりますので、やはりそういったバランス、ほかの市町もそういった状況で期末手当等を改定しておりますので、今回、やはりこのときに上げておく必要があるということで上げておりますので、今のところ、これ以外の基準で変更していくというような考えはありません。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今、南知多町の在住の住居手当の関係の数がわからないということをおっしゃいましたけど、やはり住居手当が今回28名下がっているわけですね。全体として、ここの予算説明の中にもありましたように、60万円のお金がやはり4月の予算からプラスされると、要するにマイナスになるわけですので、そのお金をできれば、引き下げられるお金の、南知多町在住、もしくは美浜町在住の方に対しては引き下げないという措置もできるんじゃないかと私思うんですよ。それは、なぜかといったらば、災害対策です。災害対策でいち早く、南知多町、美浜町からこの役場に駆けつけていただくと。そういうような災害対策手当というふうな考え方で、特別にこの南知多、美浜に在住している方に対しては、引き下げないという措置もあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

住居手当の問題でございますが、住居手当につきましては、現在、町外から近隣市町、町内に来ていただいた方もおります。また逆に、南知多町から美浜町、町外に行ってみえる方もいます。また、以前は、平成21年に国の行革によりまして、昔は持ち家にも住居手当がございました。これは、平成21年以降なくなりました。そういったことから、住居手当ということを考えますと、やはりいろいろ不公平感といったことから、やはり現在の国の基準に基づいて住居手当を支給するというのが今の町の考えるところでございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号と議案第61号及び議案第62号の3件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第10 議案第63号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第10、議案第63号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第63号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由であります。

来年度から新たに任用する会計年度任用職員の給与について、職務の特殊性等を考慮

して決定する規定を追加するため、及び常勤職員の給与改定にあわせ報酬額を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性を考慮し、規則で定めると規定するもので、第19条関係の改正であります。

(2)は、常勤職員の給料表の改定にあわせ、別表第1の報酬表を改正するものであります。

3の施行期日でございます。施行期日は公布の日です。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○5番（内田 保君）

議案第63号の会計年度任用職員の条例改正、これは確認しておくことがありますので、ちょっとお答えください。

まず第1点ですが、南知多町は、パートタイムの会計年度任用職員制度しかつくっておりません。それで、いわゆる時間給の扱いが大変大事なことになってきます。この給料表は、基本的には常勤職員の給料表の1、2を準用していると思います。この給料表の常勤職員の行政職の1、2級の給料と同じ額になっていきますけれど、南知多町でのパートタイム会計年度任用職員の場合はどのような給料の、例えば時間単位の出し方を算定基準にされるのか、この1点をお答えください。

それから2点目、期末手当の取り扱いです。パートタイムの方についても期末手当を出さなきゃいけません。この基礎額は、基礎額に対してどれだけ勤めたかという基準があると思うんですけど、この基礎額は基本的に、この給料表の常勤職取り扱いの額と同じでいいのか、また別に考えるのかということをちょっとお答えください。

それから3番目、会計年度任用職員の別表の1の中に行政職報酬表の1級、2級で計画している職種というのは、今、何を考えておられるのか。それから、また2の特定専

門職報酬表というのもありますけど、これを適用する職種は一体何を考えておるのか、これをお答えいただきたいと思います。

とりわけ、もう一点、最後ですけど、4点目ですね。これは、条例の高卒初任給のいわゆる表の号給というか、行政職1級の級を基準にしております、南知多町は。だから、それを7.75時間掛ける21日分で時間計算しますと、私やってみました、15万9,000円ですかね、たしか。それを割ってみますと、そうすると951.7円になるんです。だから、いわゆる今現在926円が最低賃金になりますけど、もしパートタイムの会計年度任用職員を採用するとしたならば、この高卒初任給の行政職の南知多町が採用している1の級の基準を割った、この951.7円が最低賃金として採用すべきと考えるんですが、そこら辺のお考えは、どのような考えをしていますか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

ちょっと今、整理しておりますので、ちょっとお待ちいただけますか。

○議長（藤井満久君）

答えられるところは答えて、数値的などところで答えられない場合は、後でということによろしいですか。

○総務課長（内田純慈君）

まず、1級、2級に関する職種はどのようなものを考えておるのかということであります。こちらは、役場の一般事務員、それから保育士、保健師、全てを申し上げますと十五、六にも上がりますので、主なものということでいきますと、一般事務職、それから保育士、保健師、それから用務員、調理員、それから児童クラブの指導員ですとか、学習生活指導員、そういったものが主な職種になります。これは、1級、2級の職員はそれで考えております。

それから、特定専門職の報酬表の想定は何をしておるかということでありまして、こちらは審理員のほうを想定しております。

それから、順番がちょっとあれこれになってしまっておりますが、期末手当の基礎額は給料表と同じかということでありまして、こちらは、月額での記載になりますので、南知多町のほうではパートタイムの職員ということになりますので、基礎額に関しましては3カ月平均というような形で、勤務した実績の金額を想定しております。

最後の質問でありまして、積算すると951.7円になるが、1の級を該当させると最低賃金を下回ってしまうのではないかということではありますが。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井満久君)

内田議員。

○5番(内田 保君)

今そういう意味じゃなくて、現在の最低賃金が926円です。それで採用してしまうと、南知多町の、いわゆる高卒初任給行政職1の級をもし基準とすると、そうするとこれが951.7円になるんですよ。私計算してみました、7.75掛ける21日で。だから、やっぱり南知多町としても926円で採用するんじゃないじゃなくて、もし公募する場ですよ。やっぱり951.7円以上で採用することが基本じゃないかというふうに言ったんですけど。

○議長(藤井満久君)

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

職員の方それぞれ、お答えできるようにしておいてください。

[ 休憩 10時28分 ]

[ 再開 10時40分 ]

○議長(藤井満久君)

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

内田議員のほうから発言の申し出がありましたので許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

先ほどの人権擁護委員の推薦にかかわって法律的な解釈について質問させていただきました。私が持っている資料は昭和24年の資料で、そして役場当局の皆さんが持っているのは改正された平成11年度の資料がありました。実際に、最初の昭和24年の法律の中では、いわゆる定数の倍の者を推薦しなければならないという規定があったんですが、平成11年の段階ではもうそれが削除されているようです。私がそこら辺のところ気づかなかったものですから、新しい法律ではこの倍の推薦をしなくていいという解釈になりますので、質問については取り下げさせていただきます。

○議長(藤井満久君)

わかりました。

休憩前の質問で、まだ答えていない答えを執行部側のほうからよろしくお願いします。

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

議案第63号に関係する部分の質問について回答させていただきます。

まず1点目といたしまして、給料表に関して月額で載っているが、パートタイムということで時間算定の単価はどのように積算をするのかということですが、1日当たり7.75時間で21日を勤務というふうで想定しまして、162.75時間になりますので、月額をこの162.75で割り返した単価をその契約の時間当たりの単価といたしまして、その単価をもとに時間外勤務手当等の積算をすることになります。

2点目の期末手当の基礎額であります。先ほどの答弁のほうを修正させていただきます。3カ月の平均とお答えさせていただいたと思いますが、申しわけありませんでした。それぞれ基準日以前、6カ月以内の在職期間において支給された報酬の一月当たりの平均額とするという形で、期末手当の基礎額は算定いたします。

3点目の1級、2級の職種のもう一つの特定のほうの職種に関しては、回答させていただきます。先ほどと同じであります。あと4点目ということで、最低賃金を先ほど162.75で割り返すと最低賃金を下回ってしまうのではないかとありますが、そちらに関しましては、条例のほうで報酬の額が最低賃金法の最低賃金を下回る場合は、最低賃金を基準として町長が定める額というふうで設定をするということにしておりますので、1-1号といたしますと897円ということで下回ってしまいますので、それに下回らない号給の1-6号でいきますと、今932円になっておりますので、今のままで最低賃金でいけば、932円を最低でも支給するという考えでおります。

その後、経験年数に応じて給料のほうを単価を上げていくということにしておりますので、そうした場合、3年目で1-9号の高卒の初任給でやっております1-9号951円になりますので、そこまでパートタイムの会計年度任用職員も上げていくという、そこで終わりという考えでおります。

議案第62号で聞かれました職員の住居手当の関係で、町内と町外の内訳はわからないかということでしたので、お答えさせていただきます。

36人中、町内が9人で、町外は27人というふうになっております。町外27人のうち、美浜町が12人になっております。

以上で終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第63号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11、議案第64号の前に建設経済部長より、発言の申し出がありましたので許可をします。

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

先ほど議案第59号で、漁港に関する使用料のことで、私今回、対象となる部分についてはお答えしておりましたが、全体が幾らかということをお答えしていませんでしたので、お答えいたします。

漁港について、全体では1,151万3,540円となります。以上です。

---

日程第11 議案第64号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第3号）

○議長（藤井満久君）

それでは、改めまして日程第11、議案第64号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第64号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,442万

6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億9,998万5,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更をお願いするものであります。

補正をお願いする内容は、大きく分けると、給与改定及び人事異動などに伴います人件費と当面の行政運営上必要となりました人件費以外の経費の2つになります。

人件費につきましては、補正予算給与費明細書で御説明させていただき、科目ごとの説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、歳出の人件費から御説明いたします。

40ページ、41ページの補正予算給与費明細書をごらんください。

左ページの1. 特別職の表の一番下段にあります比較の欄の計をごらんください。

給与費のうち期末手当につきましては、支給月数は増加いたしますが、教育長の交代により、計といたしまして48万2,000円を減額し、共済費につきましても30万5,000円を減額するものであります。合わせて78万7,000円の減額とするものでございます。

次に、右のページをごらんください。

一般職の給与費及び共済費の補正でございます。

(1)総括の表をごらんください。

職員数につきましては、本年度中の退職などにより、補正前の当初予算見込みより4名の減となっております。

次に、給与費のうち給料は、比較の欄、2,280万9,000円の減額であります。こちらも、職員の途中退職などにより職員数が当初予算見込みより減少したことが主な要因でございます。

職員手当の1,212万2,000円の減額は、下段の表に内訳がございますが、こちらも職員数が当初予算見込みより減少したことが主な要因でございます。

共済費につきましては504万1,000円の減額となっております。

次の42ページは、今回の補正の増減額の明細、43ページと44ページは補正後の給料及び職員手当の状況をあらわしたものであります。説明は省略をさせていただきます。

次に、人件費以外の補正内容について御説明させていただきます。

22ページ、23ページをごらんください。

中段になります。3款民生費、1項社会福祉費、7目障害者福祉費は、扶助費1,525万8,000円の増額補正でございます。これは、障害者福祉サービス利用人数の増により、

介護給付費及び障害児通所給付費等を増額するものであります。

次に、26ページ、27ページをごらんください。

上段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、5目知多南部衛生組合費は、分担金58万7,000円の減額補正であります。これは、主に知多南部衛生組合の工事請負費の減額により、分担金を減額するものでございます。

次に、28ページ、29ページをごらんください。

中段になります。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費は、50万円の財源更正でございます。

また、次のページ、30ページ、31ページの上段、3項水産業費、4目漁港建設費は130万円の財源更正であります。これは、当初借り入れを予定しておりました地方債の事業区分を変更したことに伴い、借入限度額が変更されたため、地方債を増額補正し、財源更正をするものでございます。

次に、32ページ、33ページをごらんください。

上段になります。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、土木一般管理費147万7,000円の増額補正であります。これは、ことし10月に建設課所管の公用車がエンジンの故障により廃車となったため、新規で公用車を購入するものであります。

以上で、歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

12ページ、13ページをごらんください。

2. 歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は763万円の増額補正、及びその下、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は381万5,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました障害者福祉サービス利用人数の増により、介護給付費及び障害児通所給付費等を増額するものに対する国及び県の負担分でございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は3,767万1,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整でございます。

次に、21款町債、1項町債、1目農林水産業債は180万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました当初借り入れを予定していた地方債の事業区分を変更したことに伴い、借入限度額が変更になったため、増額補正するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、5ページをごらんください。

第2表、地方債補正の表であります。歳出及び歳入で御説明させていただきました借入限度額の変更に伴う地方債の変更でございます。

次に、一般会計の地方債残高は、この補正予算書の45ページにありますので、ごらんいただきたいと思えます。

表の一番下段の右側にありますが、令和元年度末現在高見込み額は66億9,016万2,000円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○5番（内田 保君）**

補正予算について、2点質問いたします。

まず、先ほど説明がありました補正予算書33ページの8款の土木費の公用車としている138万3,000円というのは、新しく買うと。さきの事故で廃車となっておりますけれど、この公用車とは違うんでしょうか。そこら辺のところをちょっとお聞きしたいと思えます。

2点目ですが、先ほどの総括表の中の一般職の41ページのところですが、職員数は199人、最初の4月ですね。それが195人に減っております。この4人も減っている部署はどこなんでしょうか。

それから、再任用者も14人から12人に減っております。この部署もどこでしょうか。

減った部署に対して、そのかわりの措置がなされているのか、それともそのまま関係部署内で仕事のやりくりをしているのかどうか、ここら辺の大変、職場の職員の皆さんの苦しい内容があるんじゃないかと思えますので、ちょっとそこら辺お答えください。

**○議長（藤井満久君）**

建設課長。

**○建設課長（山本 剛君）**

内田議員御質問の1点目、公用車につきましてですが、建設課所有の公用車につきまして、以前使用していた公用車と申しますのは、4人乗りのスズキエブリイバンというものでございました。

○5番（内田 保君）

事故車との関係をお願いします。

○建設課長（山本 剛君）

まず事故ということだったんですけど、こちら今。

○議長（藤井満久君）

事故車との関係を聞かれていますよ。

○建設課長（山本 剛君）

ではございませんで、エンジン故障による買いかえでございますということをまず申し添えます。

○5番（内田 保君）

わかりました。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

一般会計補正予算のほうの41ページの総括表で職員数がマイナスとなっておるが、具体的にそのマイナスになっておる部署はどこかということであります。

こちらなんです、この補正前の人員というのが、実際に4月1日にいた人員というわけではなくて、当初予算を積算したときの人員ということになります。減ったところ、ふえたところ、それぞれ入りくりをしておりますが、確実に減っておるところが、企画課のほうで課長が係長と兼務をしておりますので、そちらが1名減っております、あと土木総務ということで、建設課のほうで1名減っております。あと商工総務ということで、産業振興課のほうで1名減っております、こちらの今言った2つのほうは、職員がこの予算を積算した以後にやめたので、新規採用職員が採用できなかったということで、欠員状態で行っております。

あと、外書きでしてあります再任用職員もマイナス2名となっておりますが、こちら入りくりもあるんですが、途中で、短時間勤務の保育士が1人退職しておりますので、そちらは確実にマイナス1名という形になって、その辺も不補充で行っております。以

上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

日程第12 議案第65号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第65号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第65号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,928万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,143万5,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。

中段の3. 歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は188万1,000円の増額補正であります。これは、オンライン資格確認等の実施に伴い、国民健康保険のシステム改修業務委託料が必要になったため追加するものであります。

次の下段、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は3,739万9,000円の増額補正であります。これは、本年10月までの医療費の実績から推計した結果、当初の見込みより増額となったためであります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

同じページの上段をごらんください。

2. 歳入、2款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金は3,739万9,000円の増額補正であります。これは、歳出の2款保険給付費の増額に伴い、その財源として県から追加交付されるものであります。

次に、2段目の8款国庫支出金、2項国庫補助金、3目国民健康保険制度関係業務事業費補助金29万7,000円及び、次の4目社会保障・税番号制度システム整備費補助金158万4,000円は、先ほど歳出の1款総務費で申し上げました国民健康保険のシステム改修業務委託に対する国の補助金を追加するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第65号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第13 議案第66号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第66号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第66号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ493万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,554万3,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から説明を申し上げます。

6ページ、7ページをごらんください。

下段の3. 歳出、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費につきましては493万円の減額補正であります。これは、人件費に関する減額補正でございます。

次に、歳入につきまして説明を申し上げます。

上段をごらんください。

2. 歳入、6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては493万円の減額補正であります。これは、歳出に対する歳入の財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第66号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第14 議案第67号 令和元年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第14、議案第67号 令和元年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

議案第67号 令和元年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として、第1款水道事業費用を17万6,000円減額し、その総額を7億5,977万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4億4,048万円」を「4億3,857万1,000円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,028万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億9,411万1,000円及び建設改良積立金処分量2億1,608万8,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,027万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億9,411万1,000円及び建設改良積立金処分量2億1,418万7,000円」に改めるものでございます。

また、支出として、第1款資本的支出を190万9,000円減額し、その総額を5億9,877万4,000円とするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第4条は、予算第5条に定めた職員給与費を208万5,000円減額し、その総額を5,772万円とするものであります。

今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に基づく給与改定等に伴い、減額補正するものであります。

次に、6ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

1. 総括の下段、比較の合計をごらんください。

給与費142万8,000円、法定福利費65万7,000円、合計208万5,000円の減額とするものであります。

次の7ページから9ページは、今回の補正に伴う増減額の明細、給料及び手当の状況をあらわしたものであります。説明は省略させていただきます。

次に、16、17ページをお開きください。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の支出として、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費は273万9,000円の減額、同項第3目総係費は256万3,000円を増額補正するものであります。

次に、18、19ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出として、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水設備新設改良費は190万9,000円を減額補正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

水道会計はよくわからないので、教えてください。

まず、6、7ページで、職員数はかわらないのに給与も手当も減額となっております。管理職手当が減っているだとか、そういうことはちょっとわかるんですけど、そこら辺のもう少し詳しい説明を教えてください。

それから、9ページでも、昇給者が結局6人から3人になっております。なぜ、昇給の職員が3名少なくなっているのか、これについても説明してください。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

それでは、御質問1つ目の給与について、減っておる状況がどうか、わからないと

いうところでございますが、今回、水道の職員、人事異動によりまして、新人職員2人と若手職員が異動してきたというところで、異動によるもので208万円減額するものがございます。

2つ目の質問であります。こちらについては、昇給の予定の6名が3名になっておるということにつきましても、同様でございます。昇給がされない職員が3名おったというところで、これについても人事異動によるもので減額しているものでございまして、決して職員が減ったものではございません。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第67号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第15 請願第5号 「愛知県に国民健康保険への県補助金廃止を撤回し、復活を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第15、請願第5号 「愛知県に国民健康保険への県補助金廃止を撤回し、復活を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、請願第5号 「愛知県に国民健康保険への県補助金廃止を撤回し、復活を求める意見書」の採択を求める請願。

それでは、請願の朗読により説明させていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字内海字馬場67の2、磯部家代子はじめ2名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

愛知県は平成26年度予算で、昭和38年度から市町村に交付されてきた国民健康保険事業費補助金を廃止しました。

平成9年度に28億円に及ぶこの補助金は「財政事情」を理由に削減されてきたものの、愛知県自身が必要理由を「国民健康保険事業は、年々医療費が増大する一方、産業構造の変化等により高齢者や低所得者の加入割合が増加し、大変厳しい状況にある。県は、保険者である市町村と国民健康保険組合に対し助言・指導監督する義務があり、健全運営するために支援する必要がある」として、本補助金は「必要性が高い」「県民ニーズは増大」「休廃止の影響は大きい」と評価しています。平成25年度事務事業評価調書です。また、愛知県は政府に対して、「市町村国保の状況は、65から74歳の被保険者の割合が32%、無職者の割合が41%、年間所得200万円未満の割合が70%」の現状を示した上で、「医療費に見合う保険料収入の確保が困難であるという構造的な問題を抱えており、市町村は一般会計から法定外繰り入れを余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫している」と市町村国保の財政基盤強化策を求めています。平成26年度「国の施策・取り組みに対する愛知県からの要請」です。

これらのことから、国民健康保険事業費補助金を廃止する理由は何ら存在しません。削減してきた施策を改めるべきであると考えます。

よって、県民の3分の1が加入している国民健康保険制度が県民の健康を守るとりどとなるように、廃止した愛知県の国民健康保険事業費の補助金を復活させ、大幅に増額するよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により愛知県大村知事に意見書を提出することを求めます。以上です。

**○議長（藤井満久君）**

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

---

**○議長（藤井満久君）**

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[ 散会 11時18分 ]